



発行
東京都

目次

10

条 例

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例……………(青少年・治安対策本部)…三
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)…三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…四
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 東京都組織条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…八
- 東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二二
- 東京都特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例……………(同)…二二
- 東京都知事等の退職手当に関する条例の一部を改

- 正する条例……………(同)…二二
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二二
- 東京都監査委員条例の一部を改正する条例……………(東京都監査委員)…二二
- 東京都公債条例の一部を改正する条例……………(財務局)…三三
- 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三三
- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………(主税局)…三三
- 東京都自動車税総合事務所設置条例の一部を改正する条例……………(同)…四四
- 東京都自動車税事務所設置条例を廃止する条例……………(同)…四四
- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…四六
- 東京都収入証紙条例の一部を改正する条例……………(出納長室)…四六
- 東京都副出納長設置条例を廃止する条例……………(同)…四六
- 東京都公益認定等審議会条例……………(生活文化局)…四六
- 東京都スポーツ・文化振興交流基金条例……………(同)…四六
- 東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例……………(同)…四七
- 東京都教育英資金条例の一部を改正する条例……………(同)…四七
- 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都教育委員会)…四七
- 東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例……………(同)…四八
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…四八
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…四八

- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………(同)…四八
- 東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例……………(同)…五〇
- 東京都立学校校外教育施設設置条例を廃止する条例……………(同)…五〇
- 東京都体育施設条例の一部を改正する条例……………(同)…五〇
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(都市整備局)…五二
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)…五二
- 東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例……………(同)…五四
- 東京都身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例……………(同)…五四
- 東京都知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例……………(同)…五五
- 東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例……………(同)…五五
- 東京都心身障害者福祉作業所条例を廃止する条例……………(同)…五五
- 東京都心身障害者生活実習所条例を廃止する条例……………(同)…五五
- 東京都養護老人ホーム条例の一部を改正する条例……………(同)…五五
- 東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援条例の一部を改正する条例……………(同)…五七
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………(同)…五七
- 東京都感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例……………(同)…五七
- 東京都結核の診査に関する協議会条例を廃止する条例……………(同)…五七
- 東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正

○警視庁留置施設視察委員会の設置に関する条例………	(同)………二八
○東京都福祉・健康安心基金条例………	(同)………二八
○東京都しごとセンター条例の一部を改正する条例………	(産業労働局)………二九
○東京都立技術専門校条例の一部を改正する条例………	(同)………二九
○東京都労働資料センター条例の一部を改正する条例………	(同)………二九
○東京都農業関係試験等手数料条例の一部を改正する条例………	(同)………三〇
○東京都森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例………	(同)………三〇
○東京都海上公園条例の一部を改正する条例………	(港湾局)………三〇
○東京都地球温暖化対策推進基金条例………	(環境局)………三〇
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例………	(同)………三一
○東京都自然公園条例の一部を改正する条例………	(同)………三一
○東京都環境科学研究所手数料条例の一部を改正する条例………	(同)………三一
○東京都水防条例の一部を改正する条例………	(建設局)………三二
○東京都公有土地水面使用料等徴収条例の一部を改正する条例………	(同)………三二
○東京都立公園条例の一部を改正する条例………	(同)………三二
○東京都特定自動車条例の一部を改正する条例………	(交通局)………三二
○東京都給水条例の一部を改正する条例………	(水道局)………三三
○東京都下水道条例の一部を改正する条例………	(下水道局)………三三
○警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例………	(東京都公安委員会)………三三
○警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例………	(同)………三三

条例のあらまし

○警視庁留置施設視察委員会の設置に関する条例………	(同)………二八
○東京都消防庁職員定数条例の一部を改正する条例………	(東京消防庁)………二九
○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例………	(同)………二九
○救急業務等に関する条例の一部を改正する条例………	(同)………二九
○都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例………	(総務局)………三〇
●東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)………	
一 インターネット事業者のために利用者と契約の締結の媒介等を業として行う者に対して、有害情報をフィルタリングできる機能を利用者に告知・勧奨する努力義務を課します。(第一八条の七関係)………	
二 この条例は、平成一九年七月一日から施行します。	
●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)………	
一 宅地造成等規制法(昭和三六年法律第一九一号)の改正に伴い、特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。(第二条関係)………	

二 土地区画整理法(昭和二十九法律第二一九号)の改正に伴い、特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。(第二条関係)………	
三 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四四号)の廃止及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成一八年法律第九一号)の施行等に伴い、規定を整備します。(第二条関係)………	
四 建築基準法(昭和二五年法律第二〇一号)の改正に伴い、特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。(第二条関係)………	
五 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成一二年東京都条例第二一五号)の改正に伴い、規定を整備します。(第二条関係)………	
六 東京都心身障害者扶養年金条例(昭和四三年東京都条例第一一一号)の廃止に伴い、特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。(第二条関係)………	
七 老人の医療費の助成に関する条例(昭和四四年東京都条例第一〇七号)の廃止に伴い、規定を整備します。(第二条関係)………	
八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成一八年法律第七七号)等に基づく事務の一部を、特別区が処理することとします。(第二条関係)………	
九 医療法(昭和二三法律第二〇五号)の改正等に伴い、特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。(第二条関係)………	

(四) 委員長の選任方法、職務、代理等について定めます。(第四条関係)

(五) 委員会の庶務は、警視庁総務部留置管理課において処理することとします。(第五条関係)

(六) 委員会に関し必要な事項は、東京都公安委員会が定めることとします。(第六条関係)

二 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例(条例第七七七号)

一 職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減(○)
消防 吏員	一七、五三七	一七、五三七	○
消防 吏員 以外 の消 防職 員	四三六	四四二	△六
計	一七、九七三	一七、九七九	△六

二 この条例は、平成一九年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第七七八号)

一 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める

政令の一部を改正する政令(平成一八年政令第三一五号)の施行に伴い、傷病等級及び障害の等級ごとの障害等について東京都規則で定めることとします。(第八条の二、第九条、第九条の二、第一条、第一八条の二、別表第二―別表第四関係)

二 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成一八年政令第三二〇号)の施行に伴い、規定を整備します。

(例) 身体障害者福祉法 ↓ 障害者自立支援法

三 この条例は、公布の日から施行します。

●救急業務等に関する条例の一部を改正する条例(条例第七七九号)

一 患者等搬送業務の一層の充実を図ります。

(一) 患者等搬送事業者は、消防総監の認定を受けたときは、その旨を表示できることとします。(第二条、第一三条関係)

(二) 消防総監は、申請に基づき審査を行い認定した場合、公表等を行います。(第一四条関係)

(三) 認定を受けてから五年が経過したときは、認定の効力を失います。(第一六条関係)

四 消防総監の認定によらずに表示等をした場合、消防総監は表示の除去等を命ずることができ(第一七条関係)

二 この条例は、平成一九年一〇月一日から施行します。

●都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

の一部を改正する条例(条例第八〇号)

一 交付金の総額は、調整税の収入額の合計額に一〇〇分の五五を乗じて得た額とします。(第三二条関係)

二 普通交付金の総額は、交付金の総額の一〇〇分の九五に相当する額とし、特別交付金の総額は、交付金の総額の一〇〇分の五に相当する額とします。(第四二条関係)

三 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めます。(別表関係)

四 基準財政需要額から都民税の市町村税相当分の減税に伴う財源対策経費を控除する措置を、廃止します。(附則第二項関係)

五 基準財政収入額に所得譲与税の収入見込額等を加える措置を、廃止します。(附則第三項、附則第四項関係)

六 交付金の総額に、平成一九年度及び平成二〇年度に限り、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えることとします。(附則第五項関係)

七 基準財政収入額に、当分の間、地方特例交付金の収入見込額等を加えることとします。(附則第七項、附則第八項関係)

八 基準財政収入額に、平成一九年度及び平成二〇年度に限り、特別交付金の収入見込額を加えることとします。(附則第一〇項関係)

九 この条例は、平成一九年四月一日から施行します。

条 例

を「障害等級」に改める。

付則第六項中、「第九条第六項」を、「第九条第八項」に改め、同項第一号中「障害の等級」及び「障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第二号中「障害の等級」を「障害等級」に、「第九条第六項」を「第九条第八項」に、「別表第三に定める」を「加重後の」に改める。

付則第十三項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第九条第六項」を「第九条第八項」に改める。

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定(第九条の二第一項本文(東京都規則で定める金額に係る部分に限る。))及び同項第二号及び第三号の規定を除く。)は、平成十八年四月一日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、東京都規則で定める。

救急業務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十九年三月十六日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第七十九号

救急業務等に関する条例の一部を改正する条例

救急業務等に関する条例(昭和四十八年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第十二条)

第二章 患者等搬送事業者認定表示制度(第十三条―第十九条)

第三章 雑則(第二十条・第二十一条)

附則

第一章 総則

第二条第二項第五号中「行う者」の下に「(以下「患者等搬送事業者」という。))」を、「助言等」の下に「行い、及び東京都規則(以下「規則」という。))で定める患者等搬送に関する基準(以下「認定基準」という。))に適合していることの認定を」を加える。

第十三条中「東京都規則」を「規則」に改め、同条を第二十一条とし、第十二条の次に次の一章並びに章名及び一条を加える。

第二章 患者等搬送事業者認定表示制度

(患者等搬送事業者の認定表示)

第十三条 患者等搬送事業者は、認定基準に適合しているとして消防総監の認定を受けたときは、消防総監が定める認定を受けたことを証明する表示(以下「東京消防庁認定表示」という。))を規則で定めるところにより付することができる。

(患者等搬送事業者の認定)

第十四条 前条の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより消防総監に申請しなければならない。

2 消防総監は、前項の規定による申請があつた場合においては、当該申請に係る患者等搬送事業者が認定基準に適合しているかどうかについて審査及び検査を行い、当該事業者が認定基準に適合していると認めるときは、当該事業者を東京消防庁認定事業者として認定することができる。

3 消防総監は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 消防総監は、第二項の規定により認定をした場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

5 何人も、前条に規定する場合を除くほか、同条の表示を付してはならず、又は同条の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

6 消防総監は、認定基準を公表するものとする。

(東京消防庁認定事業者の責務)

第十五条 前条第二項の規定による認定を受けた東京消防庁認定事業者(以下「東京消防庁認定事業者」という。)は、社会的責任を自覚し、患者等の症状の悪化の防止及び安全な搬送のために必要な知識及び技術を当該業務に従事する者に習得させるよう努めなければならない。

(認定の失効)

第十六条 東京消防庁認定事業者が、当該認定を受けてから五年が経過したときは、当該認定は、その効力を失う。

(表示の除去・消印命令)

第十七条 消防総監は、第十三条の規定によらないで同条の表示を付している者又は同条の表示と紛らわしい表示を付している者に対して、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。

2 消防総監は、前項の規定により表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命じた場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(変更の申請)

第十八条 東京消防庁認定事業者は、認定基準に定める事項に係るものを変更しようとする場合は、変更しようとする日の十四日前までに規則で定めるところにより消防総監に申請しなければならない。この場合の手続等については、第十四条第一項から第四項までの規定を準用する。

(認定の取消)

第十九条 消防総監は、東京消防庁認定事業者について、規則で定める基準に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

2 消防総監は、前項の規定により取消をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 消防総監は、第一項の規定により認定を取り消した場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

第三章 雑則

(報告及び確認)

第二十条 消防総監は、東京消防庁認定事業者に対し、その業務の適正な履行を確保するために必要な限度において、業務内容に関し報告を求めることができる。

2 前項の場合において、消防総監が特に必要と認めるときは、消防職員をして事業所事務所その他事業に係る場所で、業務内容を確認させることができる。

3 消防職員は、前項の規定により事務所等において業務内容の確認をするときは、消防総監の定める証拠を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の救急業務等に関する条例(以下「新条例」という。)第十三条に規定する東京消防庁認定表示を表示しようとする者は、平成十九年十月一日前においても、新条例第十四条第一項から第三項までの規定の例により、消防総監の認定を受けることができる。この場合において、当該認定の効力は、同日から生ずるものとする。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十九年三月十六日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第八十号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条